

○伊那市生涯学習基本構想審議会条例

平成22年6月30日

条例第29号

(設置)

第1条 生涯学習に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市生涯学習基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 生涯学習関係団体等の代表者
- (3) 地域自治団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。